るため借り入れた特別の地方債の元利償還金があること。

二　災害対策基本法第百二条第一項第二号に規定する地方債（平成二十八年熊本地震による災害に係る災害廃棄物処理対策及び中小企業等グループ施設等復旧整備対策を除く。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

四　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に〇・〇一五を乗じて得た額

二　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

項目	額
り災世帯数	一七、六〇〇円
農作物被害面積（ヘクタール）	三、四〇〇円 （ただし、農作物作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあつては、五、七〇〇円）
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

三　当該年度の四月一日から十月三十一日までの間に発生した災害のため当該道府県が災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定により負担する経費のうち、同法第二十一条の規定による国の負担金の額の算定の基礎となる額に〇・四を乗じて得た額。ただし、当該額が同条の規定により当該道府県の負担すべき額を超えるときは、当該道府県が負担すべき額とする。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十一条の二第一項第二号の規定により道府県が補助をして道府県以外のものが行う森林災害復旧事業に要する経費のうち、当該年度の経費の六分の一に相当する額に〇・八を乗じて得た額とする。

五　森林災害復旧事業の補助に要する経費があること。

六　前年度分の災害復旧事業等に要する経費の

るため借り入れた特別の地方債の元利償還金があること。

五　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に〇・〇一五を乗じて得た額

二　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

項目	額
り災世帯数	一七、六〇〇円
農作物被害面積（ヘクタール）	三、四〇〇円 （ただし、農作物作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあつては、五、七〇〇円）
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

三　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害のため当該道府県が災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定により負担する経費のうち、同法第二十一条の規定による国の負担金の額の算定の基礎となる額に〇・四を乗じて得た額。ただし、当該額が同条の規定により当該道府県の負担すべき額を超えるときは、当該道府県が負担すべき額とする。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十一条の二第一項第二号の規定により道府県が補助をして道府県以外のものが行う森林災害復旧事業に要する経費のうち、当該年度の経費の六分の一に相当する額に〇・八を乗じて得た額とする。

六　森林災害復旧事業の補助に要する経費があること。

七　前年度分の災害復旧事業等に要する経費の

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前年度分の災害復旧事業、公害防止事業、石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業、地震対策緊急整備事業及び原子力発電施設等立地地域振興事業（以下この号及び第四条第一項第一号の表第六号において「災害復旧